

東京都交通局窓口事務の審査基準等

(平成31年2月1日現在)

事 務 名	実習用通学定期乗車券の発売承認
根 拠 法 令 等	東京都地下高速電車旅客営業取扱要綱第81条ほか
処 理 機 関	電車部営業課旅客担当
区 分	許認可等窓口事務
審査基準等の内容	東京都地下高速電車旅客営業取扱要綱第81条ほか
備 考	

東京都地下高速電車旅客営業取扱要綱（抄）

（昭和43年6月7日）
43交電車第367号

（実習用通学定期乗車券の発売方法）

第80条 認定学校の学生又は生徒が、学習単位修得の必要により、在籍する学校の運動場、工場、農場、実験場若しくは実習場に通うとき又は教育実習のため学校の代表者の指定した学校に通うときで、第81条の規定により電車部長の承認を受け、認定学校の代表者が発行した実習用の通学証明書を提出したときは、規程第41条の規定にかかわらず、実習用の通学定期乗車券を発売する。

2 前項に規定する実習用の通学証明書は、規程第41条に規定する通学証明書の欄外左方上部に「実習」と赤書きし、第81条第2項により通知する承認番号を記載するものとする。

3 前項の規定により通学定期乗車券を発売する場合は、乗車券表面上部余白に「実習」と表示するものとする。

（注）この条に規定する実習場等以外の場所に通うときは、通勤定期乗車券を発売する。

（実習用通学定期乗車券の発売申込及び承認）

第81条 前条の規定により実習用通学定期乗車券を購入しようとする場合は、認定学校の代表者は、次の書式による実習用通学定期乗車券発売申込書を提出するものとする。

実習用通学定期乗車券発売申込書

年 月 日

東京都交通局長殿

所在地

学校名

学校長

氏 名

職
印

当校学生（又は生徒）に対し、別紙明細書によって 駅から
実習による通学定期乗車券の発売方を申請いたします。おって申請を受
けました際は、次の各号を遵守し、違反したときは、いつ承認を取り消
されても異議は申しません。

記

1. 通学定期乗車券の使用は、当校の学生（又は生徒）であって、指導要録に記載してあるものに限る。
2. 実習用通学定期乗車券の使用は、学習単位を修得する場合であって、当校所在地以外の当校の運動場・工作場・農場・実験場又は実習場に通わせるときに限る。
3. 通学定期乗車券は、実習先のもより駅（指定発売駅）から住所もより駅までの区間に対し、順路によって購入並びに使用させる。
4. 通学証明書の発行に際しては、通学証明書には住所・氏名・年齢・在学の部科及び学年・身分証明書番号・通学区間・有効期間・有効開始日・学校の名称及び所在地・学校長名・証明の年月日・指定番号及び発行番号を記載し、学校長の職印を押して交付する。
5. 通学証明書を発行したときは、発行台帳に発行年月日・番号・部科別・学年・身分証明書番号・氏名・年齢・住所・通学区間等を記入しておく。
6. 鉄道係員が指導要録・身分証明書発行台帳その他関係書類の閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応ずる。
7. 身分証明書・通学証明書を不正に発行し、これによって通学定期乗車券を購入又は使用させない。もし、これに違反した場合は、所定の旅客運賃・増運賃に相当する金額を支払う。
8. 前各号のほか、鉄道諸規則を遵守する。

明 細 書

学校所在地

学 校 名

学 校 長

氏 名

職
印

1. 実習を必要とする事由
2. 学習科目及び指導教員の氏名
3. 実習先所在地及び名称
4. 実習期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 実習もより駅
6. 実習する学生・生徒名簿

身分証明書 番 号	部 科	学 年	氏 名	学 年	現 住 所

- 2 電車部長は、発売の可否を決定の上、適当と認めたものは、発売駅その他を指定し、次の書式の発売承認通知書を認定学校長に交付する。

発売駅指定番号第 号
年 月 日

殿

東京都交通局
電 車 部 長

実習用通学定期乗車券発売承認について（通知）

実習による通学定期乗車券発売については、申出どおり承認いたします。
については、申請書の各条項によるほか、次の各号によって 年 月 日から
年 月 日までの間発行することに取り計らいます。

記

1. 発売指定駅 駅
2. 発売区間 駅から居住地のもより駅まで
3. 通学証明書に押す職印をあらかじめ指定発売駅に届けて下さい。
4. その他指定発売駅長の指示に従って購求してください。

3 有効期間は、承認期間が規程第54条に定める有効期間に満たない場合であっても規程所定の有効期間により発売するものとする。

（注）既に実習用定期乗車券の発売承認を受けたものが、更に学生・生徒の追加申請をする場合は、その内容が既に承認を受けた条件と同一のときに限り、認定学校長から明細書（余白に既に承認をうけた年月日及び番号を記載したもの）に追加する学生・生徒の必要事項を記入の上、提出させることにより、駅長限りで承認することができる。

4 規程第11条に規定する東日本旅客鉄道株式会社が指定する学校については、次の様式によることができる。

実習用通学定期乗車券発売申込書 平成 年 月 日(学校指定番号)

殿
学校名
代表者名

本学学生に対して、実習用による通学定期乗車券の発売を申請します。なお、承認を受けました際は、下記の各号の条件を遵守し、もし違反したときは、いつ承認を取り消されても異議は申しません。

記

- 1 実習用通学定期乗車券の使用は、本学学生であって、学籍簿に記載のあるものに限る。
- 2 実習用通学定期乗車券の使用は、単位を修得する場合であって、本学所在地以外の実習所に通わせるときに限る。
- 3 実習用通学定期乗車券は、実習先の最寄駅から現住所までの区間に対し、順路によって購入し、使用させる。
- 4 実習用通学証明書の発行に際しては、住所、氏名、年齢、学科、学年、身分証明書番号、通学区間、通学開始日、学校の名称及び所在地、学長氏名、証明の年月日、指定番号及び発行番号を記載し、学長印を押印して交付する。
〔実習用通学定期乗車券発売明細書〕

1 実習を必要とする事由

2 実習先名称・所在地・連絡先
名称：
所在地：
連絡先：

3 本実習の科目名及び指導教員名

4 実習先から交通費等の支給の有無
有 無

5 実習先最寄り駅 駅

6 実習期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

7 通学する学生名簿

学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
申請区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅	申請区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅
学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
申請区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅	申請区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅
学科学年	学籍番号	氏名	現住所	学科学年	学籍番号	氏名	現住所
申請区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅	申請区間	現住所最寄駅		実習先最寄駅

【学校の実習申請ご担当者名】 _____ 【連絡先】 _____

平成 年 月 日

実習承認番号

実習用通学定期乗車券発売承認通知

実習用の通学定期乗車券の発売については、申請どおり承認いたします。

(鉄道会社使用欄 この欄には記入しないでください。)